

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林予定森林にする旨の通知
保安林の指定解除
国際観光統計調査規則による事業所の指定
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたもの
国民健康保険法第三十七条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるもの
昭和四十年年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日等
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
基本測量を終了した旨の通知
昭和三十九年度のプロック建築工等の技能検定の実施
- ◇公告

告示

鳥取県告示第三十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

- 日野郡日南町下阿毘縁字下鉾谷日向山一七四六一二、一七四七一、字コウモリ山二一六一、字森山二一六二、字横道鉄穴二一七〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字下神字砂除八一六、八一八、八二二、八三一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

〔「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三十二号

国際観光統計調査規則（昭和二十六年運輸省令第八号）第三条第一項の規定による事業所を、昭和四十年一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除の理由
飛砂の防備
 - 二 解除の理由
指定理由の消滅
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 〔「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

日次のとおり指定した。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業所名	事業主	所在地
旅館山朝	吉原 政克	東伯郡三朝町大字山田
齊木旅館	御船 守正	東伯郡三朝町大字山田七〇
松風閣	織田かめの	米子市皆生一八八〇
清風荘	岩佐甲子郎	米子市皆生一八六〇
ひさご家	松本 好野	米子市皆生二一九六
生駒旅館	岡本 鹿子	米子市皆生二一二五

鳥取県告示第三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第一項に規定する登録があつたものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号	番号	氏名	登録年月日
鳥国医一	〇六七	猪川 嗣朗	昭和三十九年九月十四日
"	一、〇六九	佐々木博史	十月三日

鳥取県告示第三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	受理年月日
鳥取市湖山町 病院	鳥取市湖山町	昭和三十九年九月二十六日

福井 医院 東伯郡東伯町大字勤 一六〇番二地 十月一日

鳥取県告示第三十五号

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)第十条の規定により、昭和四十年年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 入所期日 昭和四十年四月十日
- 二 募集人員 機能回復訓練生 十名
職業訓練生 十五名

鳥取県告示第三十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六

年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的
結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢及びニューカッスル病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査及びブルセラ病検査
牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。
ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ニューカッスル病予防注射及びひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応
 肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査
 ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応
 ニューカッスル病予防注射……ニューカッスル予防液
 筋肉注射
 肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月十九日	船岡町	大伊検診場
二月二十日	船岡町	大伊検診場
二月二十一日	船岡町	大伊検診場
二月二十二日	船岡町	大伊検診場
二月二十三日	船岡町	大伊検診場
二月二十四日	船岡町	大伊検診場
二月二十五日	船岡町	大伊検診場
二月二十六日	船岡町	大伊検診場
二月二十七日	船岡町	大伊検診場

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月一日	船岡町	各種鶏場巡回
二月二日	八東町	"
二月三日	郡家町	"
二月四日	用瀬町	"
二月五日	河原町	"
二月六日	用瀬町	"
二月七日	八東町	"
二月八日	倉吉市	"
二月九日	関金町	"
二月十日	"	"
二月十一日	"	"
二月十二日	"	"
二月十三日	"	"
二月十四日	"	"
二月十五日	"	"
二月十六日	"	"
二月十七日	"	"
二月十八日	"	"
二月十九日	"	"
二月二十日	"	"
二月二十一日	"	"
二月二十二日	"	"
二月二十三日	"	"
二月二十四日	"	"
二月二十五日	"	"
二月二十六日	"	"
二月二十七日	"	"
二月二十八日	"	"
二月二十九日	"	"
二月三十日	"	"

二月	八日	八東町	各種鶏場巡回
"	九日	"	"
"	十日	"	"
"	十一日	船岡町	"
"	十二日	河原町	"
"	十三日	智頭町	"
"	十五日	"	"
"	十六日	河原町	"
"	十七日	"	"
"	十八日	船岡町	"

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施	船岡町	実施区域	実施場所
二月十九日	船岡町	船岡町	大伊検診場
"二十日	"	"	"
"二十四日	"	"	船岡"

鳥取県告示第三十七号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省国土地理院長

から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により告示する。
昭和四十年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量
 - 二 作業地域 米子市、岸本町、溝口町、江府町、日野町及び日南町
- 三 終了年月日 昭和三十九年十二月二十日

公 告

昭和39年度のメロック建築工、建築大工、建築塗装工及び畳工の2級の技能検定を実施するので、職業訓練法施行規則(昭和35年労働省令第16号)第48条において準用する同規則第30条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和40年1月22日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 技能検定の方法
学科試験
- 2 学科試験の実施期日及び実施場所
 - (1) 実施期日
昭和40年3月20日(土)
 - (2) 実施場所
鳥取市 倉吉市及び米子市
- 3 受検申請手続
 - (1) 提出書類
ア 2級技能検定申請書
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
 - (2) 提出先
鳥取市東町2丁目 鳥取県商工労働部職業安定課
 - (3) 受付期間
昭和40年2月22日(月)から昭和40年3月5日(金)まで
 - (4) 受験申請に関する注意

- ア 2級技能検定受験申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受験案内は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受験申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒にあて先を記入し、10円切手をはって同封すること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受験申請書在中」と朱書きすること。
なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付ける。
- 4 手数料の納付方法
学科試験の手数料の額(400円)に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはって納付すること(収入証紙は消印しないこと)。
なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。また、受験申請書を受け付

けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

5 合格の通知等

(1) 学科試験の合格者に対しては、昭和40年5月上旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、昭和40年5月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一月 二五〇円(送料共)